

元禄・享保期の長崎無宿と宿なしの実体と片付けについて

～長崎奉行所『犯科帳』を中心にして～

橋本賢一

はじめに

無宿は一般的に「帳外し」となり、所属する各身分集団からの保護を受けることができない者と説明される⁽¹⁾。

仮に火付け盗賊が発生すると、それは盗賊による仕業である。盗賊とは何者かとなると、実体は無宿者となる。無宿者は存在形態の多様さゆえに、犯科人と無宿者とを同一にみることも間違いではない。また無宿者発生の契機についても、いつの時代でも存在する例外的な個の問題として論じることも間違いではない。

しかし無宿発生の契機と実体を、彼らを取り巻く社会状況の総体から考察しようという試みを、先行研究は長く自明のこととして深入りしてこなかつた⁽²⁾。もっぱら先行研究では、都市下層民を構成する「軽き町人」「日用」「無宿」「非人」を史料上で、ほぼ同一視してきた。結果として考察の主眼は、都市下層社会の構造分析に重点が置かれるようになった⁽³⁾。

また喜多川守貞の『守貞漫稿』によれば、大坂や京都では無宿を「じき」と呼び、江戸ではやどなしと呼ぶとあるように、地域による無宿の呼称にも相違がある。したがって、無宿や宿無しの実体をえて求めることは、実益のないことかもしれない。

しかし幕藩領主は、この得体の知れない階層が引き起こす諸問題に対しても対策を講じなければならなかつたのであり、単に無宿を呼称の問題としてではなく、より実態に即した把握が必要となろう。無宿の実態を把握することは、同時に「有宿」を把握することにつながる⁽⁴⁾。

また「無宿」や「悪党」が幕藩領主による認識の問題であつたとしても罪状だけではなく処断とあわせて考へることが必要となる⁽⁵⁾。無宿が、なぜ罪を犯すのかを考察せずに、悪の温床とみなすことにはたやすい。しかしながら多くの人々が欠落し、無宿という社会的存在となるのか。その意義を見出すことはできないであろう。そこで素朴な疑問として「無宿」という言葉は、いつ頃から生成されてきたのかを長崎奉行所によって編纂された『犯科帳』を素材に考察したい。

本稿は、元禄・享保期における無宿と宿なしの論理的な定義ともいい得る。その目的は、当該期において無宿、宿なしの引き起こす諸問題が先鋭化していく情況を探ることにある。つまり彼らの発生の契機を、社会関係の総体から考察することを意味している。

一、無宿と宿なし～仮説の提示～

長崎奉行所の編纂による『犯科帳』をみると、当初「無宿」という言葉は、「宿なし」という言葉と混用されていたようである。

まず「無宿」と「宿なし」の実体を把握しておく必要がある。

【史料二】

宿なし

一円七

巳十一月廿三日入牢

此もの無宿者二付、穢多目明シ見出シ、依捕候入牢申付置

一文右衛門

巳十一月廿三日入牢

此もの無宿者二付、穢多目明シ見出シ、依捕候入牢申付置

宿なし

一角次郎

巳十一月廿三日入牢

此もの無宿者二付、穢多目明シ見出シ、依捕候入牢申付置

出典 森永種夫『犯科帳』一 犯科帳刊行会 一四〇頁

当該史料は正徳三年（一七一三）の記事である。無宿と宿なしは併記されており、実体に違いはない。

表一と表二の簡単な比較を試みたい。

表一の元禄四年から一五年の間は、盗みも抜荷と同じく死罪と決まっていた。しかし、元禄一六年から宝永四年には盗み・小盗みは追放刑へ移行してしまう。

みである。元禄期における無宿人の処断は厳しく、盗みは初犯でも死罪となり、抜荷は主犯や共犯、抜荷の疑いのある者までも死罪と決まっていたと思われる。当該期は厳罰主義が無宿人の再犯を防いでいたといえる。

ところで、史料一には罪状が記されていない。単に無宿者を「穢多目明シ」がみつけただけなのであるが、興味深いことに『長崎略史』によると正徳三年七月一四日、長崎市中で打ちこわしが発生している^②。

打ちこわしから約四ヶ月後の正徳三年一月二二三日に、円七・文右衛門・角次郎の三人は入牢となつた。無宿人は、常に都市騒擾の主体としても長崎奉行に警戒されていたことが窺える。

二、『犯科帳』にみる元禄から宝永年間の無宿と宿なし

【史料二】

生所 大村領三重

一 宿なし 清兵衛 未歳貳拾九 未五月一二日入籠

此者町使捕來候付、遂詮議候処、大村領三重從弟所ニ而、衣類脇差

表一^⑥をみると元禄期では、無宿という表記は、わずか二例の

元禄4年	名前	表記	犯罪	処断	出生地	前科
1 薩左衛門	宿なし	盗み	死罪	長崎	なし	
2 久右衛門	宿なし	抜荷		筑後柳川	なし	
元禄8年	名前	表記	犯罪	処断	出生地	前科
3 由兵衛	家なし	盗み	死罪		なし	
元禄9年	名前	表記	犯罪	処断	出生地	前科
4 勘七	無宿	盗み	死罪	小倉	なし	
元禄10年	名前	表記	犯罪	処断	出生地	前科
5 伝十郎	宿なし	盗み		筑後久留米	なし	
6 市兵衛	宿なし	盗み		肥前唐津	なし	
元禄11年	名前	表記	犯罪	処断	出生地	前科
7 安兵衛	宿なし	盗み	死罪		なし	
8 五助	宿なし	盗み	死罪		なし	
9 清兵衛	宿なし	贋金	死罪		なし	
元禄12年	名前	表記	犯罪	処断	出生地	前科
10 権兵衛	宿なし	盗み	死罪	肥前佐賀	なし	
11 次郎兵衛	宿なし	不作法	追放		なし	
12 喜左衛門	宿なし	長崎へ立帰	死罪		盗み	
元禄13年	名前	表記	犯罪	処断	出生地	前科
13 政右衛門	宿なし	贋金	死罪		徘徊	
14 孫兵衛	宿なし	贋金	死罪		なし	
15 太郎兵衛	宿なし	盗み	死罪	大村	なし	
元禄14年	名前	表記	犯罪	処断	出生地	前科
16 宮崎右近	無宿	占い	追放	壇原かつさ村	流浪	
17 八右衛門	宿なし	廢往来手形	追放		なし	
18 権七	宿なし	廢往来手形	追放		なし	
元禄15年	名前	表記	犯罪	処断	出生地	前科
19 六助	宿なし	博奕・盜み	死罪	長崎	盗み	
20 平助	宿なし	徘徊	追放	長崎	不届	
21 五郎兵衛	宿なし	流浪・小盗み	追放	長崎	なし	
22 仁兵衛	宿なし	流浪・小盗み	追放	久留米	なし	
23 市平	宿なし	流浪	追放		なし	

盗取、当地江寵越令徘徊候付、則籠舍申付置之

清兵衛儀、未九月廿五日僉議之上、出籠長崎十里四方追放、立帰

候は可為死罪旨申含之

出典 森永種夫『犯科帳』一 犯科帳刊行会 一〇一頁

長崎桜町 欠落 無宿
一甚右衛門

出典 森永種夫『犯科帳』一 犯科帳刊行会 一一七頁

長崎桜町 欠落 無宿
一甚右衛門

右の史料は元禄一六年（一七〇三）、表一の四番清兵衛の事例である。元禄一六年六月にも、長崎町人による商家の打ちこわしが発生している。

「大村領三重」出身の「宿なし清兵衛」は、盗みと複数人で徘徊させたことを理由に五月一二日に入籠となつた。そして九月二五日に「長崎十里四方追放」を申し渡された。清兵衛は、処断に際して再び長崎に「立帰候は」死罪を申し含められている。

元禄16年	名前	表記	犯罪	処断	出生地
1	市左衛門	宿なし	盗み	追放	大村領時津
2	鶴松	宿なし	徘徊	追放	長崎
3	三助	宿なし	徘徊		大村領今村
4	清兵衛	宿なし	盗み	追放	大村領三重
5	作兵衛	宿なし	盗み		鳩原
6	七平	宿なし	徘徊	追放	天草領
7	伝七	宿なし	抜荷物盜取	死罪	天草郡下田村
8	角左衛門	宿なし	抜荷物盜取	死罪	樺嶋村
宝永2年	名前	表記	犯罪	処断	出生地
9	助左衛門	無宿	傷害	追放	長崎
宝永3年	名前	表記	犯罪	処断	出生地
1	権左衛門	無宿	抜荷	死罪	長崎
2	長左衛門	無宿	小盗み	追放	長崎
3	五郎右衛門	無宿	盜み	追放	長崎
4	六兵衛	宿なし	盜み	追放	長門萩
5	利助	無宿	流浪・怪敷者	追放	筑後柳川
6	平八	無宿	流浪・怪敷者	追放	長崎
7	長右衛門	宿なし	流浪・怪敷者	追放	肥前西泊
宝永4年	名前	表記	犯罪	処断	出生地
1	弥平次	無宿	徘徊	追放	長崎
2	志源	宿なし	徘徊	追放	元崇福寺弟子
3	惣四郎	無宿	小盗み	追放	鳩原新町
4	新吉	無宿	抜荷	死罪	長崎
5	山三郎	無宿	抜荷	死罪	長崎
6	孫右衛門	無宿	抜荷	死罪	讃岐
7	清助	無宿	抜荷	死罪	長崎
8	八十郎	無宿	抜荷	死罪	鳩原新町
9	徳左衛門	無宿	抜荷	死罪	天草とろ小葉村
10	藤八	無宿	要事も無之	追放	長崎
11	半平	無宿	密通	追放	長崎
12	甚右衛門	無宿	長崎立帰	追放	長崎

此甚右衛門儀、去々戌二月從弟松本宇右衛門と申者之銀子五百六拾目余盜取、致欠落子二月五日二町内江立帰候を見付、召捕候由、乙名訴出候付、遂僉議候処、右之趣無粉立帰者に相極候付、以後立帰候は死罪可申付旨、申含子二月七日、長崎十里四方追放申付之

甚右衛門は盜みを働き、捕縛される前に逃亡した。その後、甚右衛門は長崎に立ち帰っていたところを捕縛された。甚右衛門の処断は清兵衛と同じく「長崎十里四方追放」であった。「以後立帰候は死罪可申付」けるとは、多分に脅しによる抑止を狙つたものといえる。長崎奉行が当該無宿を死罪と処するには、常習性の度合いがよほど高くなければ、申し渡すことはできなかつた。

抜荷に携わらない限り、長崎出生の無宿は追放を申し渡され他所出生の無宿も、追放を申し渡される形を採つてゐる。ここに無宿の犯科人に対する処断は、よほどの重罪でない限り追放という刑罰が一般化し、罪状・情状をくんだものとなつていつたと考えられる。

さらに表一・二でもう一点付け加えると、わずかな例外を除くと多くの犯科人が、前科らしい前科を有していない（⁸）。表一・二におでは長崎奉行は「立帰」つた者を実際に死罪に処しているのか。

表一の宝永四年（一七〇七）、一二番の甚右衛門を例に考察してみる。

いて他所出生者が多く、表中に重複する犯科人が存在しないことをあわせて考えると、大名領での犯科人への処断も徹底していたことを示す。一方で、無宿の犯科人に対する刑罰の緩和は、追放の繰り返しという悪循環を招く危険性を孕んでいた。長崎の無宿人問題は、長崎に入り込んだ無宿たちによって、引き起こされるものであったといえよう。

三、災害による社会状況の変化と無宿の発生

長崎奉行が無宿人の罪状や情状を斟酌するようになつた背景には、社会状況の変化がある。再び問題として浮上するのが、無宿と宿なしは本当に同一なのかということである。

災害記事と『犯科帳』に記される犯科人の履歴をあわせて検討する必要がある。なぜならば、無宿や宿なしにとつて最も基本的な所有は家なのである。生活の最小単位である家がなくなつたとき、長崎町民にはどのような肩書きが付けられるのか。

まず宝永四年（一七〇七）、表二の一〇番に記されている藤八の事例を見る。

【史料四】

（前略）

長崎今石灰町 芦塚次左衛門借家 内田久左衛門世伴
一藤八 午歳二拾七 右同断

長崎本古川町 蘭田徳次郎借家

一忠兵衛 午歳三拾五 午四月廿三日入籠

附

將軍宣下ニ付、大赦被仰出候間、此藤八忠兵衛兩人共、今

般赦免可申付旨被仰下候付、右町乙名江赦免之段申渡ス故、召出遂穿鑿候処廿二日雨中故、与風武平次宅江寄合、当座之手遊に一錢賭之かるたを打候之由及白状候、依之入牢申付置之、度々呼出遂詮議候得共、博奕と申程之儀にても無之付、命を助ケ同月廿七日追放申付之

（後略）

出典 森永種夫『犯科帳』一 犯科帳刊行会 九九頁

さらに次の史料を見る。これも藤八の事例である。

【史料五】

無宿

一藤八 歳三拾弐 亥十二月廿二日入牢

右藤八儀、宿なしもの故、召捕遂吟味候処、今石灰町芦塚理左衛門借家内田久左衛門世伴二面、父久左衛門も相果候、七年以前豊後国草本金山江働ニ罷越居候処、去年母相果候由承候付、寺参之ため罷越候へとも、当地二宿も無之旨申之外ニ惡事も無之付、重而立帰間數旨申含、子ノ閏正月十九日長崎十里四方追放申付候

出典 森永種夫『犯科帳』一 犯科帳刊行会 一一六頁

藤八は無宿人ゆえに召し捕えられることになつた。藤八は今石灰町に居を構える芦塚理左衛門の借家人内田久左衛門の息子であつた。

彼は元禄一五年（一七〇二）四月二二日、東古川町（外町の区画一二番）の借家に住む武平次宅において、博奕の廉で捕らえられた。しかし長崎奉行は「一錢賭之かるたを打」つことは「博奕と申程之儀にても無之付」と、命を助け追放とする予定であつた。

藤八と仲間の忠兵衛にとつて幸いであったのは、徳川家宣の将軍宣下というめつたにない祝い事に助けられたことであつた。両名は赦免となる。ところが、藤八に何が起つたのか、五年後に彼は無宿人として現れる。

そこで宝永四年（一七〇七）の史料五に着目する。

父は死亡している。

藤八が豊後の草本金山で働くようになつたのが、七年前の元禄

一三年（一七〇〇）である。

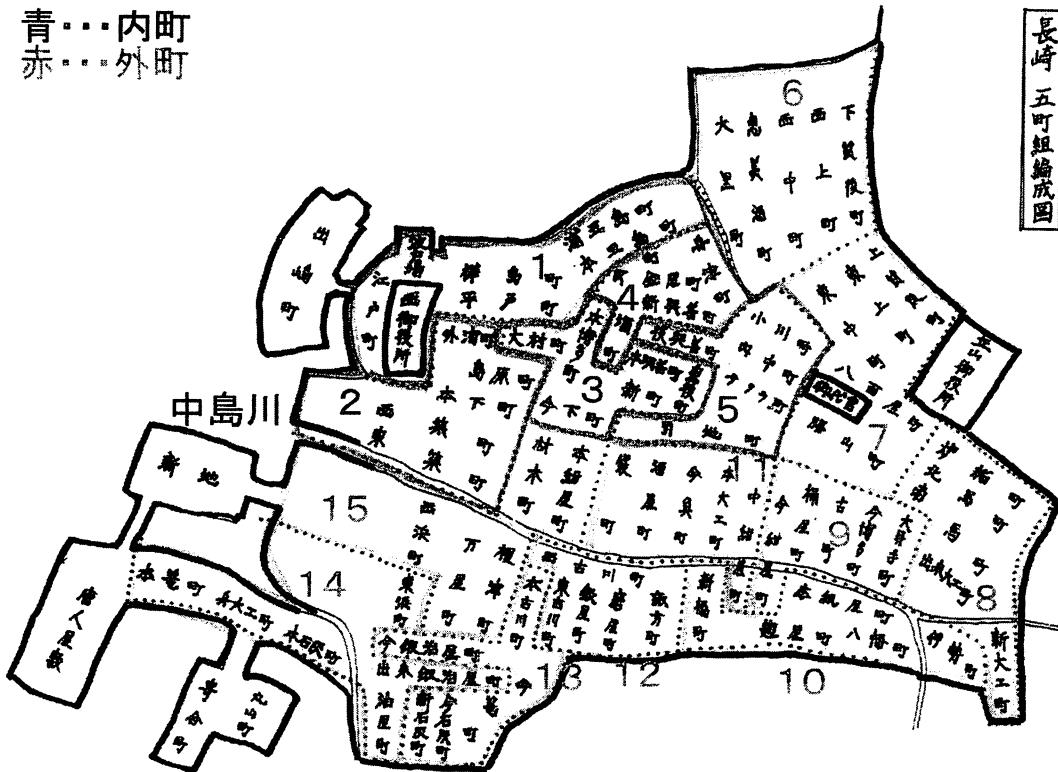
史料五の前年の宝永三年（一七〇六）には、母も死亡している。

藤八は、草本金山で働きながら長崎に所用があつて立ち戻った際に博奕で捕縛されている。宝永四年（一七〇七）、死亡した母の墓前に参るために長崎に立ち入つたところを捕らえられたのである。

藤八は、「重而立帰間敷旨申合、子ノ閏正月十九日長崎十里四方追放申付」けられた。これが最終的な長崎奉行の処断である。しかし問題は、長崎奉行が最終的な長崎奉行の処断である。しかば線部をみると、藤八には家も悪事もない。

傍線部をみると、藤八には家も悪事もない。

青…内町
赤…外町



捕縛に先立つ元禄一四年（一七〇一）には、本石灰町で火災が発生し丸山町・寄合町が全焼している。先の「長崎五町組合編成図」⁽⁹⁾における外町の区画一四番・一二番は、広く類焼したと思われる。

以降、元禄一五年・一六年、宝永元年・二年・四年・五年、正徳三年に、内町・外町を問わず常に長崎で火災が発生している。特に宝永二年は、泊に停泊する船が一八艘も焼ける大火であった。長崎奉行は、唐人屋敷乙名・組頭以下を大火の責任をとらせる形で罷免する。

藤八が長崎に帰った宝永四年には、家がない状態であったのでは

ないか。『犯科帳』の肩書きに、「ごくまれに「家なし」と表記される犯科人が存在するが、藤八はまさに「家なし」の状態であった。なお、「家なし」は『犯科帳』に記載される事例数が極めて少なく、ここでは「宿なし」と同一視しても差し支えないように考えている。

問題の核心となるのが、宿なしと無宿は果たして同じものなのかといふことである。そこで点線部の考察に移る。

これまで無宿と宿なしの実体には相違がないと仮定してきたが犯罪の有無に重きを置くと、無宿と宿なしは厳密な意味において違つてくる。宝永四年（一七〇七）に藤八が、「宿なしもの故」と記される理由は、元禄一五年（一七〇二）の博奕であった。この博奕一件で藤八の両親は、彼を勘当して久離帳に付けたとすることはできないであろうか。

藤八を勘当された放蕩息子とするならば、史料一の円七・文右衛門・角次郎の三人は、置かれた身の上が若干相違してくる。そこで

史料一をわけて考察し直す必要性がでてくる。

史料一を読み直すと、正徳三年一月二三日は、火災が本五嶋町から浦五嶋町（内町の区画一番）に延焼した年である。同時に、正徳三年七月一四日に打ちこわしが発生した年でもあつた。

① 宿なし

一円七 己十一月廿三日入牢

此もの無宿者二付、穢多目明シ見出シ、依捕候入牢申付置

② 一文右衛門

己十一月廿三日入牢

此もの無宿者二付、穢多目明シ見出シ、依捕候入牢申付置

③ 宿なし

一角次郎 己十一月廿三日入牢

此もの無宿者二付、穢多目明シ見出シ、依捕候入牢申付置

円七・角次郎には「宿なし」という表記がある。しかし文右衛

門には、何も肩書きはなく、史料の文面中に「無宿者」とあるだけである。表一・二を見る限り、総じて「宿なし」と表記される者は、長崎奉行にとって当該犯科人の口書きをもつてしても、本籍がいまいち広すぎて判然としない他領出生者が多いように思われる⁽¹⁰⁾。円七・角次郎は、文右衛門とは異なる社会的背景の下に現れたつまり、円七と角次郎は放蕩息子として現われ、文右衛門は無宿として現れた。

彼らが打ちこわしに参加したのか、幕藩領主側の保安処分なの

か、はつきりしない。ただ円七・角次郎・文右衛門とともに、「無宿者」として一括して「片付」けられた点である。

【史料六】

元長崎西中町之者 唯今無宿

一 五郎右衛門 戊歳二十六 戊十月三日入牢

此者七年以前致欠落、当二月立戻り宿なし、而当地にかかまり所二而、鳥目衣類等盜取候由、目明之者召捕來候付、遂詮議候処、右之段無粉候付、牢舎申付之、急度御仕置可申付候得共、此度令用捨、長崎拾里四方令追放候、重而立帰候はは、死罪可申付由、亥三月十三日申含之

出典 森永種夫『犯科帳』一 犯科帳刊行会 一二二頁

当該史料は、宝永三年（一七〇六）の無宿五郎右衛門の処断記事である。表二の宝永三年の三番に記載している。

傍線部によると、五郎右衛門は七年前の元禄一二年（一六九九）に欠落して、宝永三年二月に長崎に立ち戻っている。しかし五郎右衛門は家に帰ったのではなく、「当地にかかまり」という状態であり、渡世人であつたことが理解できる。

元禄一二年に先立つ元禄一一年四月二三日、大きな火災が発生している。後興善町より出火した火の手は、内町をほぼ焼き尽くして、五郎右衛門が住んでいた外町の区画六（西中町）へも及んでいた。長崎奉行所は、火災によつて生じた罹災者へ米二百俵を拠出し、

さらに佐賀藩鍋島氏は米二千俵を長崎に貸与している⁽¹⁾。この翌年に五郎右衛門は欠落した。

五郎右衛門が、長崎に立ち戻つても「宿なし」「家なし」になることは、いわば当然のなりゆきであつた。彼は長崎で「かかまり所」であつたが、盜みを働き、目明に捕らえられた。

そこで長崎奉行の処断である。元禄初期には、盜みと抜荷は死罪であつた。それが表一の元禄一三年に太郎兵衛が死罪となつたのを境にして、表二では、盜みは追放刑に移行している。さらに、本石灰町で火災が起つた元禄一四年を境に増加傾向を示していくのが徘徊・流浪・小盗みである。

表二では、無宿が特定の犯罪を働いているのに対し、宿なしには流浪・徘徊など、悪事とはいがたい側面がある。したがつて「無宿」とは、悪事を行つた「宿なし」の犯科人にに対する、幕藩領主側の認識の現われといえる。円七・角次郎・文右衛門につけられる「無宿者」という文言は、彼らが以前に悪事を犯したこと意味している。

火事は古今を問わず起るものである。犯罪もまた同じであろう。長崎奉行が盜みを追放刑に転換した主な原因は、例えば火事から徘徊・流浪がはじまり、最終的には盜みに至る因果関係を理解し、「用捨」せざるを得ないと感じたからに他ならないと考える。同時に放蕩息子が、悪事に手を染め、犯科人となつてしまふ危険性をもあわせて考えはじめたことにもあるのではないか⁽²⁾。

なお、五郎右衛門の肩書きには、「只今」という文言が付されて

いる。これは長崎奉行が五郎右衛門の素性を調べても、結局判明しなかつたことを意味している⁽³⁾。

森田三郎兵衛は長崎村庄屋である。
なお、志賀九郎助は浦上村淵庄屋、高谷官十郎は浦上村山里庄屋、

都市下層民が災害などによって、流浪・徘徊・盗みに走るのは、長崎に限られたものではなく、他の都市でも同じであつた。

【史料七】

乍恐奉願口上書

私共三ヶ村極貧之者共江、御救米壹ヶ年兩度宛被下置候処、戸町村
区々二相成居候付、三ヶ村之儀、御差止ニも可相成趣被仰聞、三ヶ
村之儀は御奉行所附村方と相唱、市中郷中と相分候而已都而市中同
様相成居、極貧御救之外瞽女座頭共、御助成其外非常之節、御救等
も市中同様被下置外村々と訛立居、殊ニ極貧御救米被下置候儀は、
正徳以前之儀は書留無御座候得共、正徳三日年六月、久松備前守様
御在勤之節、貧家之者共江御銀被下置候以来當時迄壹ヶ年兩度ツゝ、
御救米被下來候間、何卒格別之御憐愍を以、是迄之通御救被成下候
様仕度、此段以書付奉願候、以上

戊五月

志賀九郎助

印

高谷官十郎

印

森田三郎兵衛

印

出典 森永種夫『長崎代官記録集』下巻 一四一頁

御役所

【史料八】

享保六年辛丑六月 日

一當分は渡世も仕候得共、此以後類焼に逢候ては、其當日より一日
を送りかね可及渴命體之者、懸吟味早々書出し可申候

出典 『日本經濟財政史料』卷九 日本財政經濟学会 二七六頁

火事に限らず飢饉も重要な無宿発生の要因となつた。

【史料九】

享保十八年癸丑正月十三日

去年蝗害にあひし西國の諸民、飢饉の聞えあれば、これをすくはん
ため信濃国に徒をつかはされ、米を買入しめらる

出典 『日本經濟財政史料』卷九 日本財政經濟学会 二七七頁

都市や農村では、立て続けに起る災害の連続と、米穀を中心とする物価の高騰により生活難となつてゐることが窺える。

当該史料は文久二年（一八六二）の書付である。傍線部からも貧窮した都市下層民は、正徳三年の長崎にも存在したことが窺える。「極貧」の者たちへの「御救」は、幕末に至つても続けられていた。

もちろん、すべての原因を社会・経済に帰責させるのではない。しかし結論的には、欠落と無宿人が発生する原因是、都市・農村と

もに困窮が主要な要因であることを両史料は示している。この困窮のしわ寄せを最も深刻な形でこうむつたのが、下層民であつた。

【史料一〇】

生所 小倉

八幡町辻番所ニ而廻リ之町使見付、召捕來候付、遂吟味候処、生所小倉之者ニ而、身體潰無宿ニ罷成、一夜宛方々ニ致寢伏小盜仕候付而、籠舍申付之、未三月十六日長崎十里四方追放

出典 森永種夫『犯科帳』一 犯科帳刊行会 一〇〇頁

る。

長崎では多くの港湾労働者を必要としたと思われる。また長崎の「無宿」「宿なし」も、都市の性格に規定されるところがあつたものと考える。

【史料一一】

生所 筑前之者 無宿

一吉右衛門

同八月廿九日追払 戊七月六日入牢

右吉右衛門儀、無宿躰之者ニ相見申候由、穢多目明之者捕之候旨、江間弥一左衛門申出候ニ付遂吟味候処、生所筑前之者ニ而有之、幼少之節より親一所ニ筑後かわらと申所江罷越候処、若年之節父は相

果申、其後所之者共世話ニ相成罷有、日雇働抔仕罷有候処、渡世成かね申候故、為稼当地江罷越候得とも、知人とても無御座、殊ニ往来切手所持不仕候故、立宿も借候者無之候、無是非無宿ニ而徘徊いたし候段申之候、再応遂吟味候処、別ニ惡事も無之候付、生所江罷

帰、重而當地徘徊仕間敷旨申渡、日見峠迄見送之者差添追払之
われる。

四、港町長崎の性格と無宿・宿なし

近世の長崎は、外国貿易の拠点として栄え、人口規模は約五万人であった。江戸・大坂、あるいは京都の三都と異なり長崎は港町としての性格を有する。したがつて奉公人を目指す欠落者は三都に流れ、あるいは長崎近隣の外様大藩の城下町へと流れたものと思われ

筑前生まれの吉右衛門が追い払いを申し渡されたのは、享保一五

年（一七二〇）八月のことである。吉右衛門は幼い頃に父を亡くし、地元の人々の世話をになりながら日雇い稼ぎをしていた。しかし日雇い稼ぎも「成かね」て「為稼当地江罷越」してきた。往来手形を持

たず、知人も存在しない状態で長崎に出てきた吉右衛門に、宿を貸す者もおらず、稼ぎを紹介してくれる者もいなかつた。吉右衛門は、ただ無宿となり長崎市中を徘徊するほかなかつた。

ここで無宿の要件を拾つてみると、往来手形と知人の有無・稼ぎの有無が、吉右衛門を無宿にしていることが窺われる。

往来手形を所持していないことは、欠落した者であること間に違はない。知人が存在しないことは、吉右衛門が宝永六年（一七〇九）令によつて、無宿あるいは宿なしとして非人手下を申し渡される身の上であつたことも容易に想像できる⁽¹⁵⁾。さらに稼ぎの有無が無宿であるか否かも、既に享保六年（一七二一）九月の評定所一座によつて、無宿と決まつてゐる⁽¹⁶⁾。つまり家の有無が、衣食などの「所有権の集合」⁽¹⁷⁾への結びつきを左右する。

吉右衛門は、小倉・博多に近い筑前国出生である。彼はなぜ、わざわざ長崎街道を上つて、長崎市中を「無宿駄」の者として徘徊していたのか。無宿や宿なしを取り締まる側の長崎奉行の認識は、彼らにどのようなイメージを抱いていたのか。長崎奉行大岡備前守清相の江戸への上申をみよう⁽¹⁸⁾。

当該史料は、享保元年（一七一六）に江戸へ上申された。大岡備前守によると、江戸の宿なしと、長崎の宿なしは違つてると上申する。なぜならば、長崎では「宿なし」は、厳密には家（籠）のない者で長崎貿易の配分金にあずかられない者を指してゐるからである。具体的には勘當された者を指してゐた。

傍線部によると、長崎の宿なしは都市の労働者として市中に沈積してゐたことが窺える。同時に、都市の拡大が江戸と長崎では異なるものであつたことがわかる。

では、「長崎の内徘徊仕」の宿なしは長崎奉行にどのように取り扱われていたのか。

一長崎生れのものにて、人からあしく候故に、父子親類等義絶いた
長崎宿なし片付の儀書付案寫
宿なしにて、長崎に徘徊候ものとも、五島へ可遣哉の伺に就て
書付の覺

し、町々乙名へも申断り、奉行所の帳にもつき候て、つきはなし候ものゝ、又その相應にちなみ候志の方へ身をよせ、相應に渡世をも仕候もの有之候よし、是は宿をもたせ候て、地下配分の竈數の割にも、もれ候ものに候故、宿なしと申よしに候、これは御當地又は外ともちかひ、長崎にては竈數にて年々配分金候故に、宿なしと申よしに候へは、御當地にて申宿なしとは、似て似ぬ事の由に候事一他国の生れにて、本国をはなれ長崎へ罷越、相應の渡世仕候も、又は長崎の内徘徊仕候も有之候、是又御當地にて申宿なしのことく、乞食非人の如くなるものにも無之由に候事

（後略）

出典 『通航一覧』 国書刊行会 七五頁

【史料一二】

享保元丙申年

船往来の海路に候、もし獵船等ぬすみ乗り候て、違法の事も可有之

故に候

其方江、覺書并別紙の書付、柴田七左衛門も一覽候様に可被心得候、
以上
大岡備前守江の覺書

一長崎にて疑はしき事につきて、穿鑿をも仕候上犯罪なく候へとも、
他國に散在仕らせかたく候輩
これは、生國の領主へ返渡、犯罪は無之候へとも、他國に散在仕ら
せかたく候間、向後は外へ不出候様可被仕候よし、申断可遣之候

閏二月廿八日

戸 山城守 久 大和守

阿 豊後守 井 河内守

大岡備前守殿

長崎奉行所にて仕置申付候心得の書付案

長崎奉行所にて仕置申付候心得の覺

一長崎のものにて、犯罪の事は無之候得共、長崎にも差置かたく、
他國へも散在仕らせかたき輩

一遠国奉行支配下、御料御代官支配下、此所々のものゝ長崎にて穿
鑿をも仕候上に、犯罪は無之候得共、本所へ返し候ては如何敷候輩
一流罪の内にて輕科の輩

これは、五島へは犯罪無之輩をも差遣候に、重罪の流人遣し候ては、
軽重の差別わかり兼候故に候
右は、五島へ遣し可然候

一流罪の内重科の輩

一九州四國中國筋にて、船を乗候ものゝ死罪迄の事は無之、本國へ
ゆるし返し候事も如何敷候輩
如此の海上に習ひ候ものとも五島へは遠慮可有之候、五島は常々唐

追い払いを申し渡される際、以後は領国外へ出ないよう申し
含められる犯科人が多く存在したことを当該史料は物語る。特に九
州や四國、あるいは中国筋の元船乗りの犯科人の中には、死罪には
できないが本国へ送還することにも問題があると思われる者たちも
多く存在した。

このまま問題を放置しておくと、「常々唐船往来の海路」である
五島で、「獵船等ぬす」んで「違法」を行うようなことがあれば大
変である。抜荷を恐れる幕府は、「五島へは遠慮可有之」と、長崎
奉行へ指示を出す。具体的には、領主への送還と他出の禁止であつ
た。

傍線部で注目を要するのは、宿なしには、罪がないということで
ある。長崎に出てきて徘徊をする宿なし、なぜ処断されるのか。

本国へ送還する旨を史料は述べるが、時宜に応じて「料簡」すると
は一体何を指すのか。

【史料一四】

長崎宿なし片付の儀書付案寫

宿なしにて、長崎に徘徊候ものとも、五島へ可遣哉の伺に就て
書付の覺

(中略)

一五島へ差遣候ものゝ事、元來五島の地はひろく、人はすくなく、
日本の地をはなれ候島にて候へとも、わろき者の數多く罷成候事は、
領主のためにも迷惑にも可有之歟の事

一五島へ遣し候ものは、長崎にて生れ候ものゝ中、父子親族相談にて
奉行所江訴出候て五島へ差遣候、置身の難儀をも思ひしらせ、人
からなをり候へは、又奉行所へ訴出候てよひ返し、勘當をもゆるし
候事有之由に候事

一長崎にて生れ候ものゝ、右に有之ことくの宿なしの事、たしかに
罪科もなく候へは、流罪にも申付かたく候、長崎にさし置候ては無
縁ものに成候ものに候て、その上唐人の様子も見及び聞及び功者に
候間、抜賣買の事も無覺束、これらのものを追放し候によりて、西
國中國大坂堺等に身をよせ候て、ぬけ荷の事申合せ手引仕り候事、
只今迄の通に候へは追放もならぬものにて、如些ものは五島へ差遣
し可然候事

可然事

一長崎生れのものにも無之、西國中國生れのものにて、御料所の生
れにも無之、私領より出候て長崎へ参り、宿なしに罷成、當時長崎
に居候ものは、本國の領主々々へ返しつかはし、此もの事罪科を犯
し候ものには無之候へとも長崎へ罷越宿なしに罷成候ものに候、所
からの事故長崎を拂ひ候ては、ぬけ荷商賣の悪事仕候事無覺束候間、
其本國のよし申候間返し遣され候、領分より外へ出ざるやふに申付、
差置候様に申遣し可然事、本國有之、其所へ返し候もの附届の趣、
何某と申者の事、生國何方の者、其所を被追拂候よしにて、長崎表
に徘徊し宿所も無之候、此もの當表にて罪科を犯し候事も無之候へ
とも、今度如此輩御沙汰の次第有之候、此等の類他國に散在候では、
唐船抜荷商賣手引等の事難計候ニ付御老中へ相伺候処に、本國の領
主追放のものに候得とも、他國に散在仕らせかたく候上は其領主へ
相達し、別儀を以領内に差置、向後其所より外へ不出様に被申付可
然のよしにて彼ものを可相渡旨被仰渡候間、如些御座候、以上
出典『通航一覽』第四卷 国書刊行会 七五〇~七六頁

五島には、宿なしのよう本来惡事をするわけでもなく、単に「置
身の難儀をも思ひしらせ」るために送られた者たちが多く存在した。

長崎市中を徘徊する者たちは、五島へ流される。結果、五島は「わ
ろき者の數多く罷成候事は、領主のためにも迷惑にも可有之歟」と
憂慮される状況となつた。この状況が大岡備前守の存念を幕閣へ上
申させる契機となつた。

一罪科の死罪に至らず、流罪相當のものは、五島又は壹岐島へ遣し

「長崎にさし置候ては無縁もの」である宿なし、罪科もなく、単に長崎に滞留しているだけで、流罪を申し付けるのは容易なことではない。かといって宿なしを長崎に差し置き、あるいは追放刑に処すると、今度は「唐人の様子も見及ひ聞及ひ功者に候間、抜賣買の事も無覺束、これらのものを追放し候によりて、西國中國大坂堺等に身をよせ候て、ぬけ荷の事申合せ手引仕り候」と、宿なしが抜荷を通じて無宿となることを、大岡は危惧する（傍線部）。これが「長崎生れのものにも無之」く「西國中國生れの」宿なし、が多く集まる港町長崎の「所から」であった。

つまり実態は限りなく宿なしに近い吉右衛門が、「追払」となつたのは「西國中國生れ」で「ぬけ荷商賣の悪事仕候事無覺束」いためである。「ぬけ荷商賣の悪事仕候事無覺束」いからこそ、吉右衛門の肩書きは、「宿なし」ではなく「無宿」なのである。ここに幕府や長崎奉行所の、抜荷に対する認識の表出を見ることができる。

当該史料の後段では、他国出生の宿なしについて触れている。在所を追い払われた者が長崎に立ち入り、宿なしとなる。この他国出生の宿なし、長崎出生の宿なしとともに、「ぬけ荷商賣の悪事」を働く。長崎奉行からみれば、他国出生の宿なしを追放に処したい。しかし他国出生の宿なしは、追放された地で「唐船抜荷商賣手引等の事難計」いところがある。結局、長崎奉行に残された選択肢は、当該宿なしを領国へ送還することであつた。

その後、五島はどうなつたのか。

そこで表三⁽³⁾をみると、平助（一番）から助七（二七番）までは、

「長崎にさし置候ては無縁もの」である宿なし、罪科もなく、配所が五島と壹岐がまばらであり、罪状にも共通性を見出すことができない。

ただし享保元年（一七一六）の段階では、三助（一八番）・庄市（一九

表3 享保元年における無宿・宿なしの処断記録の一覧表

番号	名前	表記	罪状	処断	配流場所	行刑日	備考
1	平助	宿なし	盗み	流罪	壹岐		
2	弥平次	宿なし	悪事	耳そぎ			
3	輔助	宿なし	抜荷	流罪	五島	3.21	
4	源七	無宿	盜み	流罪	五島		
5	仁平次	宿なし		牢死			
6	善吉	無宿	盜み	流罪	五島		
7	与三左衛門	宿なし					
8	代七	宿なし	徘徊	犯科之事は無之	在所江差帰ス 大村領之者		
9	市平	宿なし	盜み	流罪	壹岐		鳴原之者
10	小左衛門	無宿	抜荷自訴	大坂江差登候様ニ申道			
11	輔助	宿なし	徘徊		唐津之者		
12	九兵衛	宿なし			在所江差帰ス 久留米		
13	円七	宿なし	徘徊	犯科之事は無之	在所江差帰ス 柳川		
14	市助	宿なし	傷害	流罪	壹岐	3.26	
15	新六	無宿	盜み	流罪	壹岐	3.26	
16	善吉	宿なし	盜品取扱	流罪	壹岐	3.26	柳川
17	長兵衛	宿なし	義絶	流罪	五島	3.26	
18	三助	宿なし	抜荷	謫		12.18	天草之者
19	庄市	宿なし	抜荷	死罪獄門		12.21	
20	源七	宿なし	抜荷	死罪獄門		12.18	鳴原之者
21	角兵衛	宿なし	追放申付候處当地江立帰り徘徊	獄門		12.18	
22	長右衛門	宿なし	追放申付候處当地江立帰り徘徊	獄門		12.18	
23	新平	宿なし	追放申付候處当地江立帰り徘徊	獄門		12.18	
24	角次郎	宿なし		流罪	五島	12.26	
25	与平次	宿なし		流罪	五島	12.26	
26	平兵衛	宿なし		流罪	五島	12.26	
27	助七	宿なし		流罪	五島	12.26	
28	ふじま又兵衛	宿なし		流罪	壹岐	12.26	
29	高安甚右衛門	宿なし	盗人の頭取との風闇・徘徊	流罪	壹岐	12.26	
30	甚左衛門	無宿	酒狂の上膚船に紛れ込む	流罪	壹岐	12.26	
31	久平次	宿なし		流罪		12.26	肥後之者
32	利助	宿なし	追払はれ宿なしに成、長崎令徘徊	流罪	壹岐	12.26	
33	善左衛門	宿なし	追払はれ宿なしに成、長崎令徘徊	流罪	壹岐	12.26	周防之者
34	次郎兵衛	宿なし	追払はれ宿なしに成、長崎令徘徊	流罪	壹岐	12.26	筑前之者
35	庄兵衛	宿なし	追払はれ宿なしに成、長崎令徘徊	流罪	壹岐	12.26	筑前之者
36	太平次	宿なし	追払はれ宿なしに成、長崎令徘徊	流罪	壹岐	12.26	
37	喜兵衛	宿なし	宿なしに成、長崎表令徘徊	流罪	壹岐	12.26	
38	文右衛門	宿なし	宿なしに成、長崎表令徘徊	流罪	壹岐	12.26	
39	角次郎	宿なし	宿なしに成、長崎表令徘徊	流罪	壹岐	12.26	
40	甚右衛門	宿なし	宿なしに成、長崎表令徘徊	流罪	壹岐	12.26	大坂之者
41	与左衛門	宿なし	宿なしに成、長崎表令徘徊	流罪	壹岐	12.26	
42	觀朝	宿なし	宿なしに成、長崎表令徘徊	流罪	壹岐	12.26	

(番)・源七(二一〇番)らが抜荷で死罪に処されている。一方で、権助(三番)と恐らく弥平次(二二番)も流罪、もしくは身体刑となつていて、抜荷の処断が変化しつつある傾向をかすかに窺うことができるのである。

推測ではあるが罪状に共通性を見出すことが可能となるのは、ふじま又兵衛(二八番)から觀朝(四二番)である。特に『犯科帳』に宿なしとなつて以降、「長崎令徘徊」との文言が付されている点に注目する必要があろう。西国出身者が、なぜ長崎で同類を多数徘徊させているのかを考えると、徘徊の後ろにある抜荷こそ大岡の「違法」である。そして領主の処断に例外を認めること。くわえて配所を五島から壱岐に変更することが、「料簡」であつたことに間違いはない。

おわりに　～無宿と宿なしの違いについての結論～

大岡備前守によれば、「宿なし」とは勘当されたものを指す。発生の契機は、火災や飢饉などの災害によって発生することもある。所有權の基本である家を失えば、まず「家なし」となる。「家なし」「宿なし」と称される者は、他の所有權へのつながりができずに、困窮に及ぶ。結果、欠落し流浪・徘徊し、罪を犯す。罪を犯した「家なし」「宿なし」に対して、幕藩權力の側から「無宿」というレッテルを貼られることになる。

「無宿」は、犯罪や打ちこわしの主要な構成要員であつたために

「宿なし」も無宿として取り締まられ、処断される。無宿の処断は抜荷・盜みは死罪と決まっていたが、災害などによつて、長崎の都市民は困窮しきつていた。特に元禄一年の大火は、長崎奉行所近くにも延焼した。長崎奉行にとつて、まさに目に見える形で大火を体験したことになる。度重なる災害によつて、奉行の無宿に対する処断は、盜みに関する限り追放刑に移行した。背景には長崎奉行が宿なしや無宿、犯罪と困窮を、何らかの因果関係をもつて理解しはじめたことがある。右のような理解に立つ場合、「欠落」「宿なし」「無宿」には、時系列的な表記のありかたがみてとることができる。

外国貿易の拠点としての港町長崎は、多くの港湾労働を必要としたと思われる。そして犯罪では、いわゆる「抜荷者」が多く集まつた。抜荷こそが長崎の求心性であり、長崎無宿や宿なしの犯罪動向を底辺から規定することになつたと考える。少なくとも長崎奉行は、抜荷を長崎の所柄とみていた。背景には、元禄・享保期に拡大をはじめる都市の問題があつた¹⁹⁾。

同時に無宿が悪事を働き、宿なしも悪事を働いていない事実は、退転の結果として生じる無宿の犯罪といふ局面においても影響を少なからず与えたものと思われる。結論的には、当該長崎宿なしを隸属性的な地位にさせていくものと考える。背景には、享保元年に大岡備前守が書き付けているように、配所を壱岐とするか五島とするかをも「料簡」せざるを得ない状況があつた。それは犯罪が組織化していく過程でもあつたと考えられる。特に抜荷は組織化の傾向が強かつたものと思われる²⁰⁾。無宿は、士農工商の封建的身分制度の

枠外の存在であつた。しかし対極にある抜荷などの犯罪においても、「西國中國生れのもの」たちの周縁でしかなかつた。

元禄・享保期の長崎無宿や宿なしは、表三が端的に示すように、表記が統一されているわけではない。しかしながら「無宿」「宿なし」の登場は、従来の幕藩領主間の積極的な勧農政策のもとに生じる労働力移動としての「走り」ではなく、多分に個の問題としての「欠落」であつたことを示すものと考える。経済の進展とともに、急成長しつつあつた都市の存在。一方で、経済的困窮や災害、あるいは「稼」に代表される個の問題があつた。都市の発展と困窮とが、密接に関連しながら当時問題化していた。正と負の二つの問題が、後の表記の統一に幾分かの影響を与えた。また元禄・享保期の都市下層民に対する公共政策の展開につながつたものと考へる。

実際に肩書きを無宿・宿なしとあえて混同するほうが、江戸の幕閣との連絡を義務付けられた長崎奉行にとつては、都合がよかつたと考える。特に抜荷に限つても、犯罪が組織化する中では、長崎の問題は、同時に大坂や江戸の問題でもあつた⁽²⁾。

『犯科帳』に記される「無宿」「宿なし」の表記は、多分に便宜によるところが大きかつたといえるのではなかろうか。

以上

後藤重巳先生をはじめ、指導してくださつたすべての先生方に感謝申し上げます

註

(1) 今川徳三『江戸時代無宿人の生活』雄山閣、一九七三年。

(2) ここに社会状況とは、所有権の集合と他の所有権の集合との連鎖的な関係としておきたい。アマルティア・ゼン「貧困と権原」『貧困と飢饉』岩波書店、一〇〇一年、一〇一二頁は、示唆に富む。筆者に「所有権とは一種の権原関係であり (entitlement)」、この権原関係は「ある種の正当性のルールに基づいて」所有権の集合と他の所有権の集合を結びつける、というヒントを与えてくれた。したがつて本稿では、所有権の集合への関連性という概念を分析概念として使用したい。

(3) 高柳金芳『江戸時代非人の生活』雄山閣、一九七四年では、帳外し（無宿）が、すなわち非人化となると主張する。塚田孝「社会集団をめぐつて」（『歴史学研究』五四八）は、抱非人と野非人の相互互換性を非人制道の視点から考察している。ここに野非人は無宿を含めているものと考える。さらに日用層の流動性に着目したのに、吉田伸之「都市民衆の生活と変革意識」（『歴史学研究』五三四）。

(4) 阿部昭『江戸のアウトロー 無宿と博徒』講談社選書メチエ、一九九九年。

本稿は、平成一七年一二月に行われた院生報告会において発表した報告を文章にあらわしたものである。

付記

書店、一〇〇一年、五七頁。

(6) 元禄五年～七年の無宿人の処断は、犯科帳が散逸・肩書きの記載記事がないために不明である。なお、本稿で挙げるすべての表は、森永種夫著『犯科帳』第一巻をもとに筆者が作成している。

(7) 長崎市役所、『長崎叢書』三、一九二六年、一二六頁。なお、長崎市中の災害記事については、『長崎略史』・歴史学研究会編『日本史年表

増補版』岩波書店、一九九四年。旗先好紀著『天領長崎秘録』長崎文獻社、一〇〇四年、を参考にしている。

(8) 表二では、前科の項目を省略している。なお、詳細は『犯科帳』一巻、犯科帳刊行会、一〇〇～一二七頁。

(9) 小島小五郎「長崎五町組考」(『長崎大学学芸学部社会科学論叢』二号別冊、一九六三年)。この論文に記載されている氏が作成された地図を、筆者の関心に基づいて若干の手直しを加えて記載した。小島氏が挙げられた五町組合編成図は、大畠文次右衛門板の長崎図で安永七戌八月の地図である。なお、当該地図では「赤」「青」と記してあるが、「青」は内町、「赤」は外町を示す。ただし、本稿ではカラーではないため、便宜上、番号を付してある。

(10) 「宿なし」で長崎市中出生者については、具体的な町名を記載せず、単に「長崎」と表に記した。

(11) 『長崎略史』、一～三二八九頁。

(12) 例えば抜荷に限つても『撰要類集 第一』一〇一～一〇二頁によれば、

キリスト教を布教するわけではなく、人を殺害するわけでもない。また盗人とも異なるので、これまでの死罪という御仕置は不相当であり、

共犯者への捜査を困難なものとすると述べている。さらに『御触書寛

保集成』一九六九号には、抜荷を経済犯と捉えている上に『崎陽群談 テキスト版上巻』近藤出版社、一五〇～一五一頁には処罰される日本人と処罰されない外国人の差異が存在することが記されている。し

たがつて社会的に情状を酌量し始めたとはいえ、政策的な検討が幕閣内で行われなかつたのではない。

(13) 阿部昭前掲書、六三～六四頁参照。

(14) 司法省藏版『徳川禁令考 第五帙』吉川弘文館、一九三二年、七〇七頁。

(15) 『撰要類集 第二』続群書類從元成会、一九七一年、一一八～一九頁。

(16) アマルティア・セン前掲書、二頁。

(17) 大岡備前守清相。高は三七〇〇石。在任期間は、正徳元年（一七一）～享保元年（一七一六）。前任の役職は、西の丸留守居。

長崎奉行を勤めた後の役職は、再び西の丸留守居になつている。『長崎叢書』増補『長崎略史』上巻、三、五四四頁を参照。

(18) 表二では、長崎出身者を「一」で示している。

(19) 例えば、元禄・享保期を商業資本の新旧交代とみるものに大石慎三郎「享保改革」岩波講座『日本歴史』二、（一九六二）。

(20) 抜荷規模については、いまだに未解明な点が多い。享保期の抜荷対策を考察したものに清水紘一「抜荷考」(『紀要』二四号、中央大学文学部、一九七九年)

(21) 当該期の抜荷が西国と中国筋に限らず、東海道や北国にまで及んでいたことを示す史料に『撰要類集 第一』九九～一〇〇頁。さらに長崎奉行が、平素から大坂の者の動向に意を払っていたことを窺わせる史料に、森永種夫『犯科帳』一、一四八頁がある。この事例では、材

木町に住む新平が、かつて抜荷を働いた「大坂平野町松屋新三郎」ではないかとの疑惑によつて、長崎奉行に捕縛されている。なお、喜多川守貞著・朝倉治彦編『自筆影印 守貞漫稿』東京堂出版、一九八一年、六一頁によると大坂平野は「唐及和蘭」などの舶来品の商いでにぎわっていたことが記されている。